令和７年（フ）第１０６号
神戸市西区神出町東1188―345　神港園シルビアホーム、住民票上の住所神戸市西区伊川谷町別府88番地の２　303号
破産者　徳　　末継
1　決定年月日　令和８年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和７年（フ）第２９８号
兵庫県明石市大久保町福田２丁目２番14号
破産者　濵田　京子
1　決定年月日　令和８年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和６年（フ）第３２号
兵庫県美方郡香美町香住区守柄1520番地
破産者　小畑　　明
1　決定年月日　令和８年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和８年（フ）第４２号
奈良市西ノ京町24番地の１
破産者　安多妥企子
1　決定年月日　令和８年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和７年（フ）第９１号
鳥取県八頭郡智頭町大字尾見66番地
破産者　河村喜美子
1　決定年月日　令和８年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１５号
大分県竹田市荻町恵良原730番地７
破産者　岩下　成司
1　決定年月日　令和８年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部破産再生係

令和７年（フ）第２８３号
釧路市光陽町６番３号　レオパレス光陽28―208号、前住所名古屋市北区下飯田町３丁目32番地の３　ハーモニーテラス下飯田町Ⅱ302号
破産者　平島　理沙
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１２４号
宮城県柴田郡大河原町金ケ瀬字新町裏80番地１
破産者　加藤　明徳
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

令和７年（フ）第２２３４号
横浜市磯子区洋光台２丁目１番３―505号
破産者　上野昭一郎
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第３０３３号
横浜市鶴見区北寺尾５丁目７番16号
破産者　松本ゆかり
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５９３号
横浜市南区蒔田町字西102番地　加藤方
破産者　吉田みやび
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第５０１号
新潟市西区山田749番地１
破産者　ハウジングＡＣこと五十嵐和子
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和７年（フ）第５４６号
静岡市駿河区小鹿１丁目２番１―503号
破産者　藤井　　隆
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第６６号
兵庫県西脇市小坂町37番地の148オマージュ壱番館201号、開始決定時の住所兵庫県西脇市黒田庄町岡353番地
破産者　松本　芳和
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

令和７年（フ）第８８号
兵庫県西脇市大野522　H―879、住民票上の住所兵庫県小野市片山町1227番地の12
破産者　藤原　　将
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

令和８年（フ）第１７６号
広島市安佐北区大林２丁目５番８―101号
破産者　池垣　宏夢
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１６５号
香川県高松市松島町３丁目28番23―102号
ＲＡＴＡＮ　ＴＡＴＡ
破産者　正　　博喜
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係